（証券コード3286）
2026年９月10日

株　主　各　位

福岡市博多区博多駅南五丁目15番18号
トラストホールディングス株式会社
代表取締役社長　山　　川　　修

# 第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。**

**　当社ウェブサイト　　https://www.trust-hd.co.jp**
**（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）**

**　株主総会資料　掲載ウェブサイト　　https://d.sokai.jp/3286/teiji/**

**　東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）**
**　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show**
**（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「トラストホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3286」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）**

**　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年９月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

**［インターネットによる議決権行使の場合］**

**当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。**

**インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。**

**［書面（郵送）による議決権行使の場合］**

**議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。**

敬　具

記

**1．日　　時**　2026年９月29日（火曜日）午前10時

**2．場　　所**　福岡市博多区下川端町３番２号
ホテルオークラ福岡　３階「メイフェア」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

**3．目的事項**

**報告事項**
1. 第13期（2025年７月１日から2026年６月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2025年７月１日から2026年６月30日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　剰余金の処分の件

**第２号議案**　取締役１名選任の件

**第３号議案**　補欠監査役１名選任の件

## 4．議決権行使についてのご案内

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

**◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。**

**◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。**
**なお、電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。**
**したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。**

**◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。**

**株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

**2026年９月29日（火曜日）**
**午前10時**

### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2026年９月28日（月曜日）**
**午後５時30分入力完了分まで**

### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2026年９月28日（月曜日）**
**午後５時30分到着分まで**

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

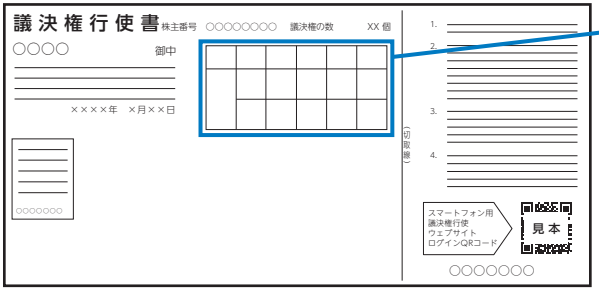


こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、２、３号議案

- 賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 反対する場合　≫　「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

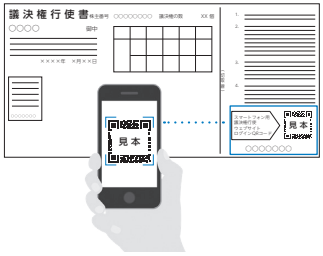


※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

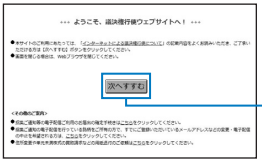


「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

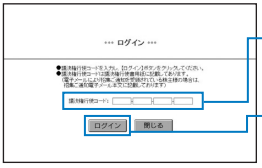


「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

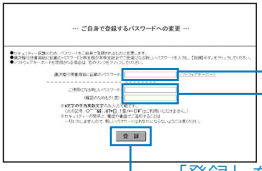


「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

**三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル**
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00～21:00）

# 事　業　報　告

（2025年７月１日から
2026年６月30日まで）

## １．企業集団の現況に関する事項

### （1）事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などにより緩やかな回復基調が続いたものの、米国の通商政策や中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰等により物価が上昇し、その影響が家計や企業活動に波及し、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、駐車場事業の収益力向上、不動産事業における新築マンションの販売強化及び駐車場等小口化事業における「トラストパートナーズ」の販売拡大の他、各種事業の収益改善等に注力してまいりました。

以上の結果、売上高11,804,911千円（前連結会計年度比8.4％減）、営業損失521,333千円（前連結会計年度は529,976千円の営業利益）、経常損失639,811千円（前連結会計年度は474,675千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失711,406千円（前連結会計年度は345,951千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

事業別の業績については以下のとおりであります。

＜駐車場事業＞

駐車場事業につきましては、駐車場用地の地代や人件費の高騰が進むなか、コストを抑えた駐車場の開発や安定的な賃貸借契約の実現に注力いたしました。新規駐車場においては、駐車場用地の情報収集や営業体制の強化により開発が順調に推移し、車室数が増加いたしました。既存駐車場においては、新紙幣対応機器への入れ替えや利便性向上を目的とした駐車場機器のリニューアル、料金変更等様々な施策に取り組み、安心・安全な車室の提供に努めてまいりました。

以上の結果、売上高7,056,648千円（前連結会計年度比0.8％増）、営業利益294,099千円（同11.8％増）となりました。

なお、当連結会計年度末の駐車場数は1,010ヶ所（前連結会計年度末より82ヶ所増）、車室数は33,856車室（前連結会計年度末より3,685車室増）となっております。

＜不動産事業＞

不動産事業につきましては、新築マンション２棟「トラストレジデンス城内橋（佐賀県唐津市、69戸）」、「トラスト白木原レジデンス（福岡県大野城市、28戸）」が竣工いたしました。また、「トラストレジデンス伊万里河畔（佐賀県伊万里市）」、「トラスト博多南駅レジデンス（福岡市南区）」及び「ハレ プアラニ 鴨池（鹿児島県鹿児島市）」等の販売に注力いたしましたが、販売エリアへの同業他社の流入や、建築コストの高止まり、住宅ローンの金利上昇の影響による消費者マインドの低下等により、引渡し実績は計画を大幅に下回る68戸（計画比△52戸）となりました。

以上の結果、売上高2,523,449千円（前連結会計年度比27.6％減）、営業損失135,305千円（前連結会計年度は124,763千円の営業利益）となりました。

＜駐車場等小口化事業＞

不動産特定共同事業法に基づく駐車場小口化商品「トラストパートナーズ」の販売を中心として行う駐車場等小口化事業につきましては、当連結会計年度において、「トラストパートナーズ第38号（神奈川県藤沢市、大分県別府市、販売総額155,000千円）」、「トラストパートナーズ第39号（長崎県長崎市、山口県下関市、広島県呉市及び尾道市、販売総額147,000千円）」及び「トラストパートナーズ第40号（鹿児島県鹿児島市、高知県高知市、販売総額137,000千円）」を組成、完売いたしました。

以上の結果、売上高525,423千円（前連結会計年度比15.1％減）、営業利益25,666千円（同32.2％減）となりました。

＜メディカルサービス事業＞

メディカルサービス事業につきましては、医療機関等への不動産賃貸、貸金業務及び各種コンサルティング業務を通じて、地域医療を担う医療機関へ安全・安心な「医療環境」を提供しております。

当連結会計年度におきましては、不動産賃貸収入が堅調に推移いたしました。一方で、医療法人への営業貸付金について、当該医療法人の経営改善の遅れを踏まえ、回収可能額の見積りを見直した結果、期末において貸倒引当金繰入額を計上いたしました。

以上の結果、売上高259,831千円（前連結会計年度比6.3％減）、営業損失715,890千円（前連結会計年度は83,351千円の営業利益）となりました。

＜ＲＶ事業＞

ＲＶ事業につきましては、キャンピングカーの製造、販売、修理・リノベーション等に注力しましたが、新車・中古車ともに販売台数が計画を下回り、前連結会計年度比で減収・減益となりました。

以上の結果、売上高392,735千円（前連結会計年度比21.8％減）、営業損失38,212千円（前連結会計年度は27,398千円の営業利益）となりました。

＜その他＞

温浴事業につきましては、「那珂川清滝（福岡県那珂川市）」及び「和楽の湯下関せいりゅう（山口県下関市）」両施設において、販促活動の多様化を進めるとともに、サウナ設備のリニューアル等を実施し、更なる新規来館者の獲得並びにリピーターの確保に注力いたしました。また、警備事業につきましては、商業施設等の常駐警備契約の獲得に積極的に取り組むとともに、更なる契約獲得と信頼性の高い警備の提供のため、警備員への教育、指導及び人員確保にも注力いたしました。

以上の結果、売上高1,046,823千円（前連結会計年度比4.6％増）、営業利益29,431千円（同388.6％増）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額はリース資産を含め580,338千円であり、その主なものは、駐車場事業における駐車場用地の取得52,491千円及び精算機や舗装工事等の駐車場設備403,180千円、不動産事業におけるマンション販売に係るモデルルーム設備等34,852千円、ＲＶ事業における展示車両等47,135千円、その他事業における温浴施設のサウナ設備リニューアル等35,345千円であります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、駐車場事業における駐車場用地の取得資金50,000千円、当社グループの所要資金及び社債償還資金として全社合計で650,000千円を、金融機関より長期借入金として資金調達を行いました。

### (4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区　分 | 第10期<br>(2023年６月期) | 第11期<br>(2024年６月期) | 第12期<br>(2025年６月期) | 第13期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年６月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 13,418,471 | 13,694,050 | 12,887,524 | 11,804,911 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 510,498 | 607,309 | 474,675 | △639,811 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△） | 239,921 | 338,335 | 345,951 | △711,406 |
| １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） | 64円47銭 | 89円55銭 | 90円55銭 | △184円53銭 |
| 総資産 | 9,431,980 | 8,837,815 | 8,730,954 | 10,232,043 |
| 純資産 | 622,546 | 915,155 | 1,217,855 | 453,994 |

(注)　１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づいて算出しております。また、株式付与ＥＳＯＰ信託口が所有する当社株式については、連結貸借対照表において自己株式に計上しているため、期中平均株式数から控除しております。

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主な事業内容 |
|---|---|---|---|
| トラストパーク株式会社 | 421,352千円 | 100% | 駐車場事業 |
| トラスト不動産開発株式会社 | 100,000千円 | 100% | 不動産事業 |
| トラストパトロール株式会社 | 30,000千円 | 100% | 総合警備業 |
| トラストメディカルサポート株式会社 | 10,000千円 | 100% | メディカルサービス事業 |
| トラストアセットパートナーズ株式会社 | 100,000千円 | 100% | 不動産特定共同事業 |
| 株式会社ＲＶトラスト | 25,000千円 | 100% | ＲＶ車の製造、販売及び修理等 |
| トラストネットワーク株式会社 | 10,000千円 | 100% | 水素水製造販売等 |
| 株式会社和楽 | 10,000千円 | 100% | 温浴事業 |

(注) 1．その他、株式会社グランシップ及び株式会社嘉麻の庄が子会社として存在しております。

2．トラスト不動産開発株式会社は、2026年５月25日付で増資を行い、資本金が増加しております。

3．事業年度末日における特定完全子会社の状況

・特定完全子会社の名称及び住所

トラストパーク株式会社　福岡市博多区博多駅南五丁目15番18号

・当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額　953,688千円

・当事業年度末日における当社の総資産額　3,870,426千円

### (7) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用や所得環境が改善する中で、緩やかな回復基調が続くものと期待される一方、米国の通商政策や中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰、為替変動や慢性的な物価上昇による影響が家計や企業活動に波及し、依然として先行き不透明な状況が続くと予想されます。

このような状況の中、当社グループは、地域社会の幸福に貢献するという理念のもと、主力の駐車場事業、不動産事業及び駐車場等小口化事業を中心にメディカルサービス事業、ＲＶ事業の他、各種事業に取り組んでおります。

当社グループの継続的な成長を図るために、次に掲げる取り組みを強化してまいります。

① 駐車場事業の拡大

駐車場事業につきましては、地代高騰が続く中、駐車場の利便性向上及び料金の最適化等に取り組むことで、各駐車場の持てるポテンシャルを最大限に引き出し、収益の確保、向上に努めてまいります。

また、新規駐車場の開発は、当社グループの将来の収益基盤になるということのみならず、慢性的な駐車場不足という社会問題の解決に貢献するという観点からも、最重要課題の一つと考えております。そのために、駐車場・不動産オーナーの収益の最大化を図るための提案能力・情報収集力等の更なる強化に取り組んでまいります。

② 不動産（新築マンション）の販売強化

新築マンション販売につきましては、建築コスト高騰による住宅販売価格の高止まりや、住宅ローン金利上昇による消費マインドの低下等を要因とし、事業環境は不透明な状況となっております。このような環境の中、エリアの需給動向を的確に見極め、顧客の多様化、高度化する価値観・ニーズに対応できるマンション開発を行ってまいります。

また、販売に当たってはエリアの市場環境を熟知した販売代理会社と連携し、早期完売を目指すべく営業活動を行ってまいります。

③　駐車場等小口化事業の拡大

駐車場等小口化事業につきましては、収益力の高い駐車場用地等の仕入れを継続的に行い、引き続き駐車場小口化商品「トラストパートナーズ」組成件数の拡大に努めてまいります。

また、本事業を一層強化するために小口化対象不動産の拡充を図り、当社グループの主力である駐車場事業及び不動産事業等の業績拡大にもつなげてまいります。

④　メディカルサービス事業のサービス強化

メディカルサービス事業につきましては、当社の提供する財務コンサルティングサービスを強化し、関与する医療機関の事業運営の最適化を支援することで、早急に経営改善を図ってまいります。

⑤　ＲＶ事業の収益力向上

ＲＶ事業につきましては、キャンピングカー市場が拡大する中、販売やカスタマイズ等の受注強化に取り組んでおります。引き続き、製造から、販売・カスタマイズまでワンストップでサービスが提供できる強みを活かし、安定した売上・利益の構築を図ってまいります。

⑥　その他事業の収益力向上

当社グループでは、主力事業の他、温浴施設の運営及び警備事業等、各種事業に取り組んでおります。各事業において顧客満足に努め、着実に収益力を高めるとともに、主力事業とのシナジーを高めてまいります。

当社グループは、各課題に取り組むに当たり、優秀な人材の確保・育成が重要であると考えております。人材採用から教育に至るまで、各事業課題に合わせ適正かつ充実したサポートを行い、社員の定着化・教育を図ってまいります。

また、企業倫理の徹底とコンプライアンス経営の確立になお一層努力してまいります。

### (8) 主要な事業内容（2026年６月30日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社10社で構成されており、駐車場事業、不動産事業、駐車場等小口化事業、メディカルサービス事業、ＲＶ事業、その他事業を行っております。

各事業の内容は次のとおりであります。

＜駐車場事業＞

当社グループの主力事業である駐車場事業は、「人と街をつなぐ」を事業コンセプトに、「遊休地の有効活用」、「既存駐車場の活性化」、「商業施設等の利便性向上」を通じて、安心・安全・快適な駐車サービスの提供に取り組んでおります。

また、近年は各地の道の駅や自治体施設等において車中泊駐車場の展開を進めており、利用者の多様な移動・滞在ニーズに対応しながら、サービスエリアの拡大を図っております。

＜不動産事業＞

不動産事業は、「人へ、街へ、次世代へ末永く愛される住まい」をコンセプトに、ファミリーマンションの分譲を中心とした住宅の企画、開発、販売業務等を行っております。

＜駐車場等小口化事業＞

駐車場等小口化事業は、不動産特定共同事業法に基づく駐車場小口化商品「トラストパートナーズ」の販売等を行っております。

＜メディカルサービス事業＞

メディカルサービス事業は、医療機関等への不動産賃貸、貸金業務及び各種コンサルティング業務を通じて、地域医療を担う医療機関へ安全・安心な「医療環境」を提供しております。

＜ＲＶ事業＞

ＲＶ事業は、「新たなライフスタイルを創造する」をコンセプトに、ＲＶ車等の企画・製造、販売及びカスタマイズ等をワンストップサービスとして提供しております。

＜その他＞

その他として、温浴施設「那珂川清滝（福岡県那珂川市）」及び「和楽の湯下関せいりゅう（山口県下関市）」の運営、駐車場事業に付随して発生する機械警備及びイベント・商業施設の常駐警備等を行っております。

### (9) 主要な事業所（2026年６月30日現在）

① 当社

本　社　福岡市博多区

② 子会社等

| | |
|---|---|
| トラストパーク株式会社 | （本社：福岡市博多区） |
| トラスト不動産開発株式会社 | （本社：福岡市博多区） |
| 株式会社グランシップ | （本社：福岡市博多区） |
| トラストパトロール株式会社 | （本社：福岡市博多区） |
| トラストメディカルサポート株式会社 | （本社：福岡市博多区） |
| トラストアセットパートナーズ株式会社 | （本社：福岡市博多区） |
| 株式会社ＲＶトラスト | （本社：福岡市博多区） |
| トラストネットワーク株式会社 | （本社：福岡市博多区） |
| 株式会社和楽 | （本社：福岡市博多区） |
| 株式会社嘉麻の庄 | （本社：福岡県嘉麻市） |

### (10) 使用人の状況（2026年６月30日現在）

企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|---|
| 駐車場事業 | 91 ( 234) 名 | － ( △11) 名 |
| 不動産事業 | 9 ( 2) 名 | － ( 1) 名 |
| 駐車場等小口化事業 | 5 ( 1) 名 | △1 ( －) 名 |
| メディカルサービス事業 | 9 ( 1) 名 | 1 ( －) 名 |
| RV事業 | 17 ( －) 名 | 3 ( △2) 名 |
| その他事業 | 44 ( 87) 名 | － ( 7) 名 |
| 全社（共通） | 25 ( 1) 名 | 1 ( －) 名 |
| 合計 | 200 ( 326) 名 | 4 ( △5) 名 |

（注）１．使用人数は就業員数であり、嘱託社員及び臨時従業員（パート及びアルバイト）は、（ ）内に年間の平均人員（月間170時間換算）を外数で記載しております。

２．上記使用人数には、当社グループ外への出向者17名を含んでおりません。

３．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

### (11) 主要な借入先の状況（2026年６月30日現在）

| 借入先 | 借入金残高 |
|---|---|
| 株式会社西日本シティ銀行 | 2,267,540千円 |
| 株式会社十八親和銀行 | 755,810千円 |
| 株式会社筑邦銀行 | 682,996千円 |
| 株式会社福岡銀行 | 616,391千円 |
| 株式会社佐賀銀行 | 596,168千円 |
| 株式会社熊本銀行 | 352,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 237,500千円 |

（注）当社は、運転資金の効率的な調達を行うため各取引銀行と当座貸越契約を締結しており、その借入極度額の合計は32億円であります。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は20億円であります。

### (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2．株式の状況（2026年６月30日現在）

**(1) 発行可能株式総数** 15,000,000株
**(2) 発行済株式の総数** 5,204,500株
**(3) 単元株式数** 100株
**(4) 株主数** 6,613名
**(5) 大株主（上位10名）**

| 株主名 | 持株数（株） | 持株比率（％） |
|---|---|---|
| 九州応援ファンド第１号組合 | 407,800 | 9.82 |
| 九州応援ファンド第２号組合 | 350,700 | 8.44 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口・75551口） | 282,320 | 6.80 |
| トラストホールディングス従業員持株会 | 169,700 | 4.09 |
| 九州応援ファンド第３号組合 | 120,700 | 2.91 |
| 山川修 | 93,830 | 2.26 |
| 矢羽田弘 | 88,834 | 2.14 |
| 藤原香代子 | 75,800 | 1.82 |
| 株式会社竹田商会 | 63,000 | 1.52 |
| 大津忠芳 | 42,946 | 1.03 |

（注）１．当社は、自己株式を1,050,985株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
３．日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口・75551口）が所有する当社株式282,320株は自己株式として控除しておりません。

### (6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

| | 株　式　数 | 交付対象者 |
|---|---|---|
| 取締役（業務執行取締役） | 11,388株 | 4名 |

（注）上記のほか、子会社取締役9名に対し13,610株を交付しております。

### (7) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年10月17日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年11月10日付で取締役（業務執行取締役）４名及び子会社取締役9名に対し自己株式24,998株の処分を行っております。

## 3．会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4．会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年６月30日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 山川　修 | トラストネットワーク㈱ 取締役 |
| 代表取締役副社長 | 矢羽田　弘 | トラストパーク㈱ 取締役<br>トラスト不動産開発㈱ 取締役<br>トラストメディカルサポート㈱ 取締役<br>トラストアセットパートナーズ㈱ 取締役<br>㈱ＲＶトラスト 取締役<br>トラストネットワーク㈱ 代表取締役社長<br>㈱和楽 取締役<br>㈱嘉麻の庄 取締役 |
| 取締役 | 河邉誠一郎 | 事業推進部長<br>㈱ＲＶトラスト 代表取締役社長<br>トラストネットワーク㈱ 取締役<br>㈱和楽 代表取締役社長 |
| 取締役 | 原　宗平 | 経営管理部長<br>トラストパトロール㈱ 取締役 |
| 取締役 | 加峯辰美 | |

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 常勤監査役 | 市原一也 | トラストパーク㈱ 監査役<br>トラストパトロール㈱ 監査役<br>トラストメディカルサポート㈱ 監査役<br>トラストアセットパートナーズ㈱ 監査役<br>㈱ＲＶトラスト 監査役<br>トラストネットワーク㈱ 監査役<br>㈱和楽 監査役<br>トラスト不動産開発㈱ 監査役 |
| 監査役 | 梁井純輔 | |
| 監査役 | 松本さぎり | 松本公認会計士事務所 所長<br>佐賀県信用保証協会 監事<br>㈱soraプロジェクト 監査役 |

（注）１．取締役加峯辰美氏は、社外取締役であります。
２．監査役市原一也氏、梁井純輔氏及び松本さぎり氏は、社外監査役であります。
３．監査役松本さぎり氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
５．当事業年度中の重要な兼職の異動等
・山川修氏は、2025年９月25日付で、子会社であるトラストパーク㈱の代表取締役及び取締役を辞任により退任、トラストアセットパートナーズ㈱の代表取締役及び取締役を任期満了により退任、トラスト不動産開発㈱、㈱グランシップの取締役を辞任により退任、トラストパトロール㈱の取締役を任期満了により退任いたしました。
・原宗平氏は、2025年９月25日付で、子会社であるトラストパトロール㈱の取締役に就任いたしました。
・木下敏之氏は、2026年２月９日付で、取締役を辞任により退任いたしました。
・市原一也氏は、2025年９月25日付で、子会社であるトラスト不動産開発㈱の監査役に就任いたしました。
・松本さぎり氏は、2025年９月25日開催の第12期定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。
・江口秀人氏は、2025年９月25日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって、監査役を任期満了により退任し、同日付で、子会社であるトラスト不動産開発㈱の監査役を任期満了により退任いたしました。

### (2) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会での審議の内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、以下のとおりであります。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、各取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

② 基本報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、独立社外役員で構成される指名・報酬委員会にて役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、前期の業績、当期の目標、従業員給与の水準等を考慮しながら総合的に勘案し、客観的な視点で当期の報酬に反映させるよう審議の上、取締役会の決議により決定する。

③ 非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬は、取締役の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主との価値共有を図ることを目的とした譲渡制限付株式報酬とし、独立社外役員で構成される指名・報酬委員会にて業績、個人の貢献度、期待される役割等を総合的に勘案し、審議の上、取締役会の決議により決定する。

④ 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の基本報酬及び非金銭報酬の報酬割合については、独立社外役員で構成される指名・報酬委員会にて業績や貢献度等を客観的な視点で審議の上、取締役会の決議により決定する。

⑤ 報酬等の付与時期や条件に関する方針

指名・報酬委員会の審議内容に基づき、毎年の定時株主総会終了後の取締役会において、当事業年度の報酬を決定いたします。

⑥　取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等については、独立社外役員で構成される指名・報酬委員会にて業績や貢献度等を総合的に鑑み、各取締役の基本報酬の額及び譲渡制限付株式報酬の評価配分を当期の報酬等に反映させるよう審議の上、取締役会の決議により決定するものとする。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区　　分 | 報酬等の総額（千円） | 報酬等の種別の総額（千円） | | | 対象となる役員の員数 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 97,637<br>（　7,000） | 87,400<br>（　7,000） | －<br>（－） | 10,237<br>（－） | 6名<br>（2名） |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 10,800<br>（10,800） | 10,800<br>（10,800） | －<br>（－） | －<br>（－） | 4名<br>（4名） |
| 合　計<br>（うち社外役員） | 108,437<br>（17,800） | 98,200<br>（17,800） | －<br>（－） | 10,237<br>（－） | 10名<br>（6名） |

（注）1．上表には、2025年９月25日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役１名及び2026年２月９日付で辞任により退任した社外取締役１名を含んでおります。

2．2014年９月25日開催の第１期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額300,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額を年額20,000千円以内とそれぞれ決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は４名、監査役の員数は３名であります。

3．2021年９月28日開催の第８期定時株主総会において、取締役（業務執行取締役）に対し、金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額100,000千円以内、発行又は処分をされる普通株式の総数は年60,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は４名であります。

4．非金銭報酬等の総額は、取締役（業務執行取締役）４名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

### (4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役松本さぎり氏は、松本公認会計士事務所の所長、佐賀県信用保証協会の監事及び㈱soraプロジェクトの監査役であります。松本公認会計士事務所、佐賀県信用保証協会及び㈱soraプロジェクトと当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区　　分 | 氏　　名 | 主　な　活　動　状　況 |
|---|---|---|
| 取　締　役 | 加　峯　辰　美 | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から適宜必要な指摘・意見を述べております。また、取締役会だけではなく、様々な場面で、必要な指摘・発言を行っており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 |
| 監　査　役 | 市　原　一　也 | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会13回のうち13回に出席し、監査役としての経験と見識から適宜発言を行っております。 |
| 監　査　役 | 梁　井　純　輔 | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会13回のうち13回に出席し、監査役としての経験と見識から適宜発言を行っております。 |
| 監　査　役 | 松　本　さ　ぎ　り | 2025年９月25日就任以降に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会10回のうち10回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

## 5．会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

三優監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

| | |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 28,800千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28,800千円 |

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積りの算定根拠等について検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

3．当事業年度は、上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬3,000千円が発生しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

## 6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社グループは、「仕事を通じて、仲間と共に人間性を高め、物心両面の幸福を追求すると同時に、地域社会の幸福に貢献する。」という企業理念を掲げ、全取締役及び従業員が職務遂行にあたっての基本方針としている。そして、永続的な発展を遂げていくために、より一層適切な内部統制システムを整備し、企業理念の具体化を図る。

### (1) 取締役及び従業員の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

① 当社行動規範やコンプライアンスマニュアルを通じて、企業倫理の確立や法令、定款及び社内諸規程の遵守を確保し、かつ、継続的な情報発信を通じてその周知を図る。

② 代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努める。

③ 内部監査室にて、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、全ての業務が法令、定款、社内諸規程に適合しているかを公正に監査する。

④ 監査役は取締役の職務の執行が法令、定款に適合しているか、コンプライアンス体制が適正に運営されているかを監視・監督する。

⑤ 法令違反等を未然に防止し、会社の自浄機能を働かせることを目的に、内部通報制度を制定し、当社内の通報窓口のほか外部の弁護士事務所にも通報窓口を設置し、運用する。なお、会社は通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、取締役会をはじめとする重要会議の意思決定に係る記録や、取締役の職務執行に係る情報を保存し、必要に応じ閲覧できる状態とする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 経営企画部がリスク管理を統括する部門として、リスク管理規程に基づき、各種のリスクについての評価・分析を実施し、必要に応じて顧問弁護士等に照会し、取締役会において審議を行うものとする。

② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 毎月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定を迅速に行うとともに、取締役の業務執行状況を監督する。

② 社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

### (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制をグループ会社全体に適用するものとし、「関係会社管理規程」に基づき、子会社への指導を行う。

② 当社の内部監査室は、定期的に子会社の内部監査を実施する。

③ 子会社は監査役に対し、リスク情報を含めた業務執行状況の報告を行う。

④ 子会社には、必要に応じて当社から取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。

⑤ 当社グループ共通の行動規範及びコンプライアンスマニュアルを制定し、法令遵守の意識の醸成を図る。

### (6) 監査役の職務を補助すべき従業員及び当該従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助する従業員を求めた場合には、監査役を補助する従業員を置き、当該従業員は、当該業務を遂行する際には、取締役からの指揮命令は受けず、独立して業務を行うものとする。なお、当該従業員の人事に関する事項については、監査役との協議により定めるものとする。

### (7) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

① 監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席するほか、取締役及び従業員に対し業務執行状況等の報告を求めることができるものとする。また、取締役及び従業員は、リスク管理上の重要な情報、法令等により報告が必要な情報等については、監査役に対し速やかに報告を行うものとする。

② 前項の報告をした取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨周知する。

### (8) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした場合には、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担する。

### (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役会は定期的に代表取締役と意見交換を行うものとする。
② 監査役と会計監査人が相互に連携して、効率的な監査ができる体制を確保する。

### (10) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力の排除については、基本的な考え方を「トラストグループ行動規範」に明記し、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断するという強い意志のもと、全取締役及び従業員が業務の遂行にあたる。
② 社内に反社会的勢力に対する対応統括部署を設け、警察等関連機関との連携を図るものとする。

### (11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 月１回の定時取締役会を含め19回の取締役会を開催して経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行の適法性を確保しました。
② 監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会等の重要な会議に出席して取締役の職務執行状況を監査しました。
また、監査役会を13回開催するとともに、代表取締役や内部監査室、会計監査人との意見交換を行い、監査の実効性を確保しました。
③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき各部門の業務監査及び内部統制監査を実施し、内部統制システム全般についての整備運用状況の評価を行いました。
④ コンプライアンスについては、コンプライアンスマニュアルにより、全役職員に対してその重要性につき周知徹底を図るとともに、内部通報窓口を設けて法令違反等の未然防止に努めました。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2026年６月30日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **(資産の部)** | | **(負債の部)** | |
| **流動資産** | **7,048,162** | **流動負債** | **7,178,548** |
| 現金及び預金 | 2,041,081 | 買掛金 | 1,599,050 |
| 受取手形 | 118 | 短期借入金 | 3,195,000 |
| 売掛金 | 274,887 | １年内返済予定の長期借入金 | 1,267,746 |
| 販売用不動産 | 2,287,197 | リース債務 | 160,081 |
| 仕掛販売用不動産 | 1,371,750 | 未払法人税等 | 47,224 |
| 商品及び製品 | 35,048 | 資産除去債務 | 12,900 |
| 仕掛品 | 46,995 | 株主優待引当金 | 34,333 |
| 原材料及び貯蔵品 | 133,997 | 契約負債 | 158,851 |
| 営業貸付金 | 1,100,000 | その他 | 703,360 |
| 前払費用 | 492,556 | **固定負債** | **2,599,500** |
| その他 | 257,680 | 社債 | 100,000 |
| 貸倒引当金 | △993,151 | 長期借入金 | 1,586,179 |
| **固定資産** | **3,183,881** | リース債務 | 352,345 |
| **有形固定資産** | **2,394,808** | 繰延税金負債 | 82 |
| 建物及び構築物 | 914,168 | 退職給付に係る負債 | 120,167 |
| 機械装置及び運搬具 | 106,937 | 株式給付引当金 | 27,734 |
| 土地 | 798,424 | 資産除去債務 | 214,831 |
| リース資産 | 445,120 | その他 | 198,160 |
| 建設仮勘定 | 2,509 | **負債合計** | **9,778,049** |
| その他 | 127,648 | **(純資産の部)** | |
| **無形固定資産** | **13,642** | **株主資本** | **452,038** |
| **投資その他の資産** | **775,430** | 資本金 | 422,996 |
| 投資有価証券 | 38,692 | 資本剰余金 | 233,456 |
| 長期貸付金 | 21,470 | 利益剰余金 | 302,581 |
| 敷金及び保証金 | 410,141 | 自己株式 | △506,996 |
| 繰延税金資産 | 207,455 | **その他の包括利益累計額** | **1,955** |
| その他 | 97,669 | その他有価証券評価差額金 | 1,955 |
| | | **純資産合計** | **453,994** |
| **資産合計** | **10,232,043** | **負債・純資産合計** | **10,232,043** |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（2025年7月1日から2026年6月30日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **11,804,911** |
| **売上原価** | | **9,569,823** |
| **売上総利益** | | **2,235,088** |
| **販売費及び一般管理費** | | **2,756,422** |
| **営業損失（△）** | | **△521,333** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 4,309 | |
| 受取配当金 | 3,332 | |
| 受取保険金 | 11,337 | |
| 投資有価証券売却益 | 696 | |
| その他 | 20,629 | 40,305 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 138,206 | |
| その他 | 20,576 | 158,783 |
| **経常損失（△）** | | **△639,811** |
| **特別損失** | | |
| 減損損失 | 24,898 | |
| 固定資産除却損 | 8,000 | 32,898 |
| **税金等調整前当期純損失（△）** | | **△672,709** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 61,540 | |
| 法人税等調整額 | △22,843 | 38,696 |
| **当期純損失（△）** | | **△711,406** |
| **親会社株主に帰属する当期純損失（△）** | | **△711,406** |

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2026年６月30日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **(資産の部)** | | **(負債の部)** | |
| **流動資産** | **1,226,097** | **流動負債** | **2,246,005** |
| 現金及び預金 | 712,056 | 短期借入金 | 2,000,000 |
| 短期貸付金 | 490,488 | 1年内返済予定の長期借入金 | 145,616 |
| その他 | 28,552 | 未払金 | 36,193 |
| 貸倒引当金 | △5,000 | 未払法人税等 | 3,427 |
| **固定資産** | **2,644,329** | 株主優待引当金 | 35,000 |
| **有形固定資産** | **188,412** | その他 | 25,767 |
| 建物 | 53,986 | **固定負債** | **785,112** |
| 構築物 | 3,159 | 社債 | 100,000 |
| 工具器具備品 | 4,200 | 長期借入金 | 462,247 |
| 土地 | 127,066 | 退職給付引当金 | 14,144 |
| その他 | 0 | 株式給付引当金 | 3,069 |
| **無形固定資産** | **2,441** | 債務保証損失引当金 | 189,423 |
| **投資その他の資産** | **2,453,474** | その他 | 16,227 |
| 投資有価証券 | 38,547 | **負債合計** | **3,031,117** |
| 関係会社株式 | 1,243,688 | **(純資産の部)** | |
| 出資金 | 10 | **株主資本** | **837,369** |
| 長期貸付金 | 2,007,525 | **資本金** | **422,996** |
| 繰延税金資産 | 27,150 | **資本剰余金** | **571,098** |
| その他 | 10,118 | 資本準備金 | 109,435 |
| 貸倒引当金 | △873,566 | その他資本剰余金 | 461,663 |
| | | **利益剰余金** | **302,198** |
| | | その他利益剰余金 | 302,198 |
| | | 繰越利益剰余金 | 302,198 |
| | | **自己株式** | **△458,924** |
| | | **評価・換算差額等** | **1,939** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,939 |
| **資産合計** | **3,870,426** | **純資産合計** | **839,308** |
| | | **負債・純資産合計** | **3,870,426** |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（2025年7月1日から
2026年6月30日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **営業収益** | | **669,600** |
| **販売費及び一般管理費** | | **505,354** |
| **営業利益** | | **164,245** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 36,508 | |
| 投資有価証券売却益 | 151 | |
| その他 | 272 | 36,932 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 28,395 | |
| 社債利息 | 3,974 | |
| その他 | 610 | 32,980 |
| **経常利益** | | **168,197** |
| **特別利益** | | |
| 債務保証損失引当金戻入額 | 23,213 | 23,213 |
| **特別損失** | | |
| 貸倒引当金繰入額 | 613,651 | |
| 関係会社株式評価損 | 90,000 | 703,651 |
| **税引前当期純損失（△）** | | **△512,240** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 19,622 | |
| 法人税等調整額 | 3,963 | 23,585 |
| **当期純損失（△）** | | **△535,826** |

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年８月24日

トラストホールディングス株式会社
　取　締　役　会　　御　中

三　優　監　査　法　人
福岡事務所

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　吉川　秀嗣

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　大神　匡

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、トラストホールディングス株式会社の2025年７月１日から2026年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トラストホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年８月24日

トラストホールディングス株式会社
　取　締　役　会　　御　中

三　優　監　査　法　人
福岡事務所

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　吉川　秀嗣

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　大神　匡

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、トラストホールディングス株式会社の2025年７月１日から2026年６月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年７月１日から2026年６月30日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年８月25日

トラストホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　(社外監査役)　市　原　一　也　㊞

監　査　役　(社外監査役)　梁　井　純　輔　㊞

監　査　役　(社外監査役)　松　本　さぎり　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

## 第１号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績並びに当社グループを取巻く経営環境や将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金９円
配当総額　37,381,635円
なお、中間配当金として１株につき金９円をお支払いしておりますので、年間配当金は１株につき金18円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年９月30日

## **第２号議案** 取締役１名選任の件

経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役を１名増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏　　名<br>（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 服部博之（はっとりひろゆき）<br>（1978年７月24日生） | 2001年４月<br>2004年10月<br><br>2011年１月<br>2014年10月 | 警察庁 入庁<br>弁護士登録（福岡県弁護士会）<br>金子法律事務所 入所<br>弁護士法人金子法律事務所設立 代表社員（現任）<br>㈱ハヤカワコーポレーション 監査役（現任） | －株 |

（注）１．服部博之氏は、新任の取締役候補者であります。
２．服部博之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．社外取締役候補者に関する特記事項
① 服部博之氏は、社外取締役候補者であります。
② 服部博之氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、当該見識を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。
③ 服部博之氏の選任が承認され、取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
④ 服部博之氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認され、取締役に就任した場合には、独立役員として指定する予定であります。

## **第３号議案** 補欠監査役１名選任の件

監査役の梁井純輔氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任され、その後任には、2025年9月25日開催の第12期定時株主総会において補欠監査役に選任された廣渡晋一氏が就任いたします。また、当社は廣渡晋一氏を独立役員として届け出いたします。

つきましては、補欠監査役が不在となりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

| 氏名（生年月日） | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|
| 工藤（くどう） 正眞（ただし）<br>(1952年１月５日生) | 1974年４月　㈱西日本相互銀行（現、㈱西日本シティ銀行）入行<br>2003年４月　同行 飯塚支店長兼筑豊ブロック長<br>2004年６月　西日本ビル㈱ 出向 取締役総務部長<br>2006年３月　学校法人福岡海星女子学院 出向 評議員、事務局長<br>2018年10月　浄土真宗本願寺派 得度<br>2019年４月　㈱メディアシステム 顧問<br>2021年10月　同社 監査役<br>2025年10月　同社 監査役 退任 | －株 |

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．補欠監査役候補者に関する特記事項

① 工藤正眞氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

② 工藤正眞氏を補欠の監査役候補者とした理由は、企業経営者としての経験及び幅広い見識を有しており、これまで培ってきた豊富なビジネス経験や監査役としての経験を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。

③ 工藤正眞氏の選任が承認され、監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

④ 工藤正眞氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認され、監査役に就任した場合には、独立役員として指定する予定であります。

以　上

【ご参考】

・取締役及び監査役のスキル・マトリックス

本総会において第２号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成、各人の専門性及び経験に関するスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

| 氏名 | 区分 | 専門性及び経験 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 企業経営 | 財務・会計 | 法務・ガバナンス | 人事・労務 | サステナビリティ |
| 山川　修 | 取締役 | ● | | ● | | ● |
| 矢羽田　弘 | 取締役 | ● | ● | ● | ● | |
| 河邉　誠一郎 | 取締役 | ● | | | | |
| 原　宗平 | 取締役 | | ● | ● | ● | |
| 加峯　辰美 | 社外取締役 | ● | ● | ● | | ● |
| 服部　博之 | 社外取締役 | ● | | ● | ● | |
| 市原　一也 | 社外監査役 | ● | ● | ● | ● | |
| 松本　さぎり | 社外監査役 | | ● | ● | | |
| 廣渡　晋一 | 社外監査役 | ● | ● | ● | ● | |

以　上

# 株主総会会場ご案内図

福岡市博多区下川端町３番２号
ホテルオークラ福岡　３階「メイフェア」TEL（092）262-1111

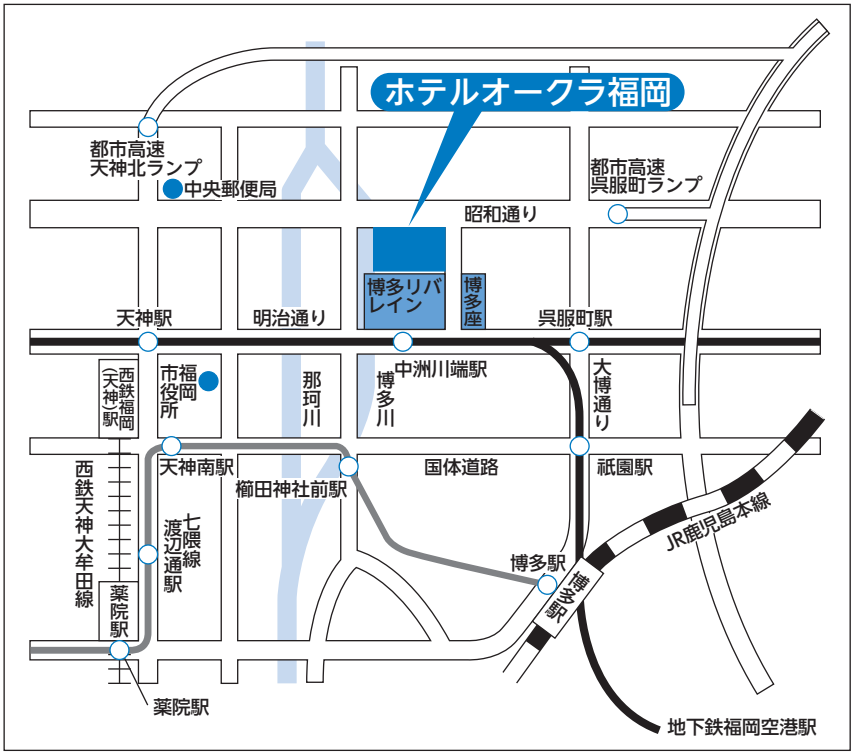


＜交通手段＞

**JR博多駅から**　地下鉄　博多駅――中洲川端駅「姪浜方面行き」
(所要時間 約 5 分)
タクシー　所要時間 約10分

**福岡空港から**　地下鉄　福岡空港駅――中洲川端駅「姪浜方面行き」
(所要時間 約10分)
タクシー　所要時間 約20分

**西鉄福岡（天神）駅から**　徒歩 約15分

**◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**